国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則

平成１６年４月１日
規則第　　２　　号

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　採用及び退職等（第４条－第２１条）
第３章　給与（第２２条）
第４章　服務等（第２３条－第２９条）
第５章　勤務時間等（第３０条－第３２条の３）
第６章　研修（第３３条）
第６章の２　テレワーク（第３３条の２）
第７章　出張（第３４条）
第８章　表彰及び懲戒等（第３５条－第３９条）
第９章　安全及び衛生（第４０条－第４５条）
第１０章　福利厚生（第４６条・第４７条）
第１１章　災害補償（第４８条・第４９条）
第１２章　退職手当（第５０条）
第１３章　職務発明等（第５１条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の勤務条件、服務規律その他就業に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成１６年基本規則第１号）第１３条に規定する職員のうち、本学に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に適用する。

２　職員のうち、教員の採用、解雇その他の人事等に関する事項については、この規則のほか、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員の人事等に関する特例規程（平成１９年規程第１号）その他に定めるところによる。

３　任期の定めのある職員に対して、別段の定めを置くときは、その定めによる。

４　教育研究系有期契約職員、有期契約職員、無期契約職員及び特任研究員の勤務条件、服務規律その他就業に関する事項については、別に定める。

（法令との関係）
第３条　この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号。第２３条において「法人法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

第２章　採用及び退職等

（採用）
第４条　職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

（勤務条件の明示）
第５条　本学は、職員の採用に際して、次の事項を記載した文書を交付し、その他の勤務条件については、口頭又は文書で明示する。
（１）就業の場所、従事すべき業務及びそれらの変更の範囲に関する事項
（２）給与に関する事項
（３）雇用契約の期間及び更新の基準に関する事項（本学との間で締結された２以上の雇用契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下同じ。）の契約期間を通算した期間（労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条第２項の規定により通算期間に算入しないこととされる期間を除く。）又は雇用契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。）
（４）期間の定めのない雇用契約締結の申込手続に関する事項
（５）期間の定めのない雇用転換後の勤務条件に関する事項
（６）始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
（７）退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
（８）退職手当に関する事項
（９）安全及び衛生に関する事項
（１０）災害補償に関する事項
（１１）表彰及び懲戒に関する事項
（１２）休職に関する事項

（提出書類）
第６条　職員に採用された者は、採用後速やかに次の各号に掲げる書類を本学に提出しなければならない。ただし、本学が認めたときは、第１号から第３号までに掲げる書類の提出を省略することができる。
（１）履歴書
（２）学歴に関する証明書
（３）住民票記載事項証明書

（４）その他本学が必要と認める書類
２　職員は、前項第２号から第４号までに掲げる提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかにこれを届け出なければならない。

（赴任）
第７条　職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。

（試用期間）
第８条　職員として採用した日から、６月間を試用期間とする。ただし、本学が必要と認めた場合、試用期間を延長又は短縮することがある。
２　本学は、試用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することがある。
（１）勤務成績が不良なとき。
（２）心身に故障があるとき。
（３）その他職員としての適格性を欠くとき。
３　試用期間は、勤続年数に通算する。

（勤務評定）
第９条　職員の勤務成績については、別に定めるところにより評定を実施する。

（昇任）
第１０条　職員の昇任は、その者の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

（配置換、兼務及び出向）
第１１条　本学は、業務上の必要があるときは、職員に対して配置換、兼務及び出向を命ずることがある。
２　配置換又は兼務を命じられた職員は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。
３　職員に出向を命じるときは、当該職員の同意を得るものとする。

（休職）
第１２条　本学は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを休職にすることがある。
（１）心身の故障のため、長期の休養を要するとき。
（２）刑事事件に関し起訴されたとき。
（３）水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
（４）職務に関連があると認められる学術上の調査又は研究（調査又は研究に関わる指導を含む。）に従事するとき。
（５）前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当であると認めるとき。

２　試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
３　この条から第１４条までに定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、別に定める。

（休職期間）
第１３条　前条第１項第１号、第３号、第４号及び第５号に掲げる事由による休職の期間は、必要に応じ、いずれも３年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について定める。この休職の期間が３年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き３年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
２　前条第１項第１号に掲げる事由により休職にし、当該職員が復職後１年以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度長期の休養を要することとなったときは、これらの休職の期間を合算して３年を超えない範囲内において、再度休職にすることができる。繰り返し長期の休養を要するときも、同様とする。
３　前条第１項第２号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

（復職）
第１４条　休職の期間中に休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。
２　休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。

（退職）
第１５条　職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日をもって退職したものとする。
（１）定年に達したとき。　　第１７条に規定する定年に達した日以後における最初の３月３１日
（２）本学の役員に就任したとき。　　就任の前日
（３）死亡したとき。　　死亡日
（４）任期の定めのある場合において、その任期が満了したとき。　　任期の満了日
（５）第１２条第１項第１号に掲げる事由による休職において、第１３条第１項又は第２項に定める休職期間が満了したにもかかわらず、なお、休職事由が消滅していないとき。　　休職期間満了日
（６）次条に基づき退職を申し出たとき。　　本学が退職日と認めた日
２　学長は、雇用契約の期間が満了後に引き続き採用しない場合（あらかじめ雇用期間満了後に引き続き採用しないことを第５条に定める文書に記載されている場合を除く。）は、雇用期間が満了する日の３０日前までに、その予告を行うものとする。

（職員からの申出による退職）
第１６条　職員が退職を申し出るときは、退職を予定する日の３０日前までに退職届を本学に提出するものとする。ただし、本学が特に認めた場合はこの限りではない。
２　職員は、前項の規定により退職を申し出た後であっても、退職日までは引き続き勤務しなければならない。

（定年）
第１７条　職員の定年は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、任期の定めのある者を除く。
（１）職員のうち、講師、助教及び助手　　満６０歳
（２）前号の職員以外の職員　　満６５歳
２　前項各号の規定にかかわらず、前項第１号に該当する者にあっては満６０歳に、前項第２号に該当する者にあっては満６５歳に達した日以後における最初の３月３１日後に任期の定めのある職員から任期の定めのない職員となる場合においては、任期の定めのない職員となる日の属する年度に達する年齢を定年年齢とする。

（再雇用）
第１７条の２　本学は、満６０歳に達した日以後における最初の３月３１日以後に第１５条第１項第１号、第４号又は第６号の規定により退職する職員（教授及び准教授を除く。）が希望する場合は、退職後、引き続き当該職員を再雇用職員として再雇用する。ただし、第２０条第１項又は第２項各号に該当する場合は、再雇用しないものとする。
２　再雇用に関し必要な事項は、別に定める。

（退職者の責務）
第１８条　本学を退職した者（第３項において「退職者」という。）は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。
２　退職する者は、指定された期日までに後任者に対する業務の引継を完了しなければならない。
３　退職者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（降任）
第１９条　本学は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、降任させることがある。
（１）勤務成績が不良なとき。
（２）心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき。
（３）前各号に規定する場合のほか、職務に必要な適格性を欠くとき。
（４）組織の再編、統合又は縮小等によりやむを得ないとき。

（年齢による降任）
第１９条の２　本学は、管理監督職（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成１６年規程第５６号。以下「職員給与規程」という。）第１３条第１項に規定する管理職員の職をいう。以下同じ。）を占める職員（教員を除く。次条において同じ。）であって、満６０歳に達しているものについて、満６０歳に達した日後の最初の４月１日（次条において「基準日」という。）に、管理監督職以外の職に降任させるものとする。

（年齢による降任の特例）
第１９条の３　本学は、管理監督職を占める職員について、前条の規定により基準日に管理監督職以外の職に降任させることで、本学の運営に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、基準日以後、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
２　前項の場合において、本学は、当該支障が生じるおそれがなくなったと認めるときは、当該職員を管理監督職以外の職に降任させるものとする。

（解雇）
第２０条　本学は、職員が禁錮以上の刑に処せられたときは、解雇する。
２　本学は、職員が次の各号のいずれかに該当し、かつ本学との間で雇用関係を継続しがたいときは、解雇する。
（１）勤務成績が著しく不良なとき。
（２）心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（３）前２号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。
（４）第１２条第１項第３号、第４号及び第５号に掲げる事由により休職とした者について、第１３条第１項に定める休職期間が満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき。
（５）組織の再編、統合又は縮小等によりやむを得ないとき。
３　前２項の規定による解雇を行う場合においては、３０日前までにその予告を行うものとする。

（解雇制限）
第２０条の２　前条の規定にかかわらず、本学は、職員が次の各号のいずれかに該当する期間及びその後の３０日間は、職員を解雇しない。
（１）業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務しない期間
（２）分娩予定日から起算して６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内の期間、出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間

（解雇された者の責務）
第２１条　本学を解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を

速やかに返還しなければならない。
２　解雇された者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
３　解雇される者は、指定された期日までに後任者に対する業務の引継を完了しなければならない。

第３章　給与

（給与）
第２２条　職員の給与については、職員給与規程の定めるところによる。
２　前項の規定にかかわらず、年俸制の適用を受ける職員の給与については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成２７年規程第１号）の定めるところによる。

第４章　服務等

（服務の根本基準）
第２３条　職員は、法人法に定める国立大学の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。
２　職員は、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

（法令の遵守等）
第２４条　職員は、法令及び本学が定める規則等を遵守し、所属長の指揮命令に従って、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）
第２５条　職員は、本学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為をしてはならない。

（守秘義務）
第２６条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、本学の許可を得て証言する場合には、この限りではない。

（倫理の保持）
第２７条　職員は、職務に関し不正又は不当に金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束し、その他これに類する行為をし、又はこれらの行為に関与してはならない。
２　職員の倫理の保持に関し必要な事項は、別に定める。

（ハラスメントの禁止）
第２８条　職員は、他の者に対して、その者の意に反する言動や行為等により人格を傷つけ、人権を侵害するような行為（次項において「ハラスメント」という。）をしてはならない。
２　ハラスメントの防止に関し必要な事項は、別に定める。

（障害者に対する差別の禁止）
第２８条の２　職員は、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（兼業）
第２９条　職員の兼業については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員兼業規程（平成１６年規程第５３号）の定めるところによる。

第５章　勤務時間等

（勤務時間、休日及び休暇等）
第３０条　職員の勤務時間、休日及び休暇等については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成１６年規程第５７号）の定めるところによる。

（育児休業）
第３１条　職員のうち、満３歳に満たない子の養育を必要とする者は、本学に申し出て育児休業することができる。
２　育児休業に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業）
第３２条　職員のうち、家族の介護を行う者は、本学に申し出て介護休業することができる。
２　介護休業に関し必要な事項は、別に定める。

（自己啓発等休業）
第３２条の２　職員のうち、大学等における修学又は国際貢献活動のために休業（以下「自己啓発等休業」という。）を必要とする者は、本学に申し出て自己啓発等休業することができる。
２　自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業）
第３２条の３　職員のうち、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために

休業（以下「配偶者同行休業」という。）を必要とする者は、本学に申し出て配偶者同行休業をすることができる。
２　配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　研修

（研修）
第３３条　本学は、業務上の必要があるときは、職員に研修を命ずることがある。

第６章の２　テレワーク

（テレワーク）
第３３条の２　職員は、本学が必要と認める場合にテレワークを行うことができる。
２　職員のテレワークの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　出張

（出張）
第３４条　本学は、業務上の必要があるときは、職員に出張を命ずることがある。
２　出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。
３　出張に関し必要な事項は、別に定める。

第８章　表彰及び懲戒等

（表彰）
第３５条　本学は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは表彰する。
（１）職務上顕著な功績等があったとき。
（２）業務の能率向上に多大な功労があったとき。
（３）職務外において、人命救助、ボランティア活動等で社会的に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めるなど職員の模範として表彰に値する善行を行ったとき。
（４）その他本学が必要と認めるとき。

（懲戒）
第３６条　本学は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その非違行為の程度により懲戒処分を行うことがある。

（１）正当な理由なく無断欠勤をしたとき。
（２）正当な理由なく繰り返し遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
（３）故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき。
（４）本学の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。
（５）素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき。
（６）重大な経歴詐称をしたとき。
（７）刑罰法令に該当する行為があったとき。
（８）この規則その他の本学の規約によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。
２　本学は、職員を懲戒する場合は、事由を記載した説明書を交付して行うものとする。
３　本学は、職員を懲戒するにあたって、当該職員に対して弁明のための機会を設けるものとする。

（懲戒の種類）
第３７条　懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。
（１）戒告　　責任を確認し、将来を戒める。
（２）減給　　１回につき平均給与の半日分を限度とし、総額が一給与支払期間の給与総額の１０分の１を超えない範囲で減額する。
（３）停職　　１２月以内を限度として、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
（４）諭旨解雇　　退職を勧告し、これに応じない場合には、３０日前に予告して、若しくは３０日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は、１日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。
（５）懲戒解雇　　予告期間を設けないで即時に解雇する。

（自宅待機）
第３７条の２　本学は、職員が第３６条第１項各号のいずれかに該当する疑いがあるときは、懲戒が決定するまでの間、当該職員に自宅待機を命ずることがある。この場合、自宅待機の期間は有給とし、給与の減額は行わない。

（訓告等）
第３８条　本学は、第３７条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、訓告、厳重注意又は注意を行うことがある。

（損害賠償）
第３９条　本学は、故意又は重大な過失により本学に損害を与えた職員に対して、懲戒処分等を行うほか、損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第９章　安全及び衛生

（安全及び衛生に関する措置）

第４０条　本学は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令に基づき、職員の安全確保及び健康増進のため必要な措置を講じる。

２　職員は、安全及び衛生に関し、労働安全衛生法その他関係法令のほか、本学の指示を守るとともに、本学の行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

３　この章に定めるもののほか、安全及び衛生に関し必要な事項は、別に定める。

（安全及び衛生教育）

第４１条　職員は、安全、衛生及び健康確保について、本学が行う講習及び訓練を受けなければならない。

（非常災害時の措置）

第４２条　職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに所属長その他の関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にくいとめるように努力しなければならない。

（安全及び衛生に関する遵守事項）

第４３条　職員は、安全及び衛生を確保するため、次の事項を守らなければならない。

（１）安全及び衛生について所属長の命令、指示を守り、実行すること。

（２）常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

（３）安全衛生装置、消火設備その他危険防止のための機器等を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

（４）その他安全及び衛生を確保するため本学が定める事項

（健康診断）

第４４条　職員の健康診断は、毎年１回定期的にこれを行うほか、必要に応じて、全部又は一部の職員を対象に、臨時の健康診断を行う。

２　前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務等に従事する職員に対しては、特別の項目について健康診断を行う。

３　前２項の健康診断の結果に基づいて必要と認められる場合には、職員の就業を禁止し又は勤務時間を制限する等、当該職員の健康保持に必要な措置を講じる。

４　職員は、正当な理由なしに、第１項及び第２項の健康診断並びに前項の措置を拒んではならない。

（就業の禁止）
第４５条　本学は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その就業を禁止することがある。
（１）本人又はその同居人が感染症（結核を含む。）に罹患又はその疑いのあるとき。
（２）勤務を継続すれば、前号の感染症その他病勢が悪化するおそれのあるとき。
（３）前２号に準ずる事情があるとき。
２　前項第１号及び第２号に該当する場合には、直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。

第１０章　福利厚生

（職員宿舎）
第４６条　職員は、職員宿舎を利用することができる。
２　職員宿舎の利用に関し必要な事項は、別に定める。

（福利厚生施設の利用）
第４７条　職員は、その福利厚生のため、次の各号に掲げる本学の施設を利用することができる。
（１）大学会館
（２）研究者交流施設「ゲストハウスせんたん」
２　前項各号の施設の利用については、別に定めるところによる。

第１１章　災害補償

（業務災害）
第４８条　職員の業務災害については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。次条において「労災法」という。）の定めるところによる。

（通勤災害）
第４９条　職員の通勤災害については、労災法の定めるところによる。

第１２章　退職手当

（退職手当）

第５０条　職員の退職手当については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員退職手当規程（平成１６年規程第５８号）の定めるところによる。

第１３章　職務発明等

（職務発明及び権利の帰属）

第５１条　職員が職務上行った発明、考案又は著作（以下この条において「職務発明等」という。）にかかわる権利の帰属その他職務発明等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年１月２４日から施行する。ただし、第３２条の次に１条を加える改正規定は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

（休職期間の合算に伴う経過措置）

２　この規則の施行前に、既に第１２条第１項第１号の規定に基づく休職（以下「病気休職」という。）にしている職員又は病気休職にしたことがある職員の当該休職の期間については、改正後の第１３条第２項の規定にかかわらず、合算の対象としない。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１２月１日から施行し、令和元年９月１４日から適用する。

附　則

この規則は、令和元年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年８月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　令和１３年３月３１日までの間における改正後の第１７条第１項第２号及び第２項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第１項第２号及び第２項中「満６５歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。ただし、教授及び准教授には適用しない。

期間	年齢
令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで	満６１歳
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	満６２歳
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	満６３歳
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	満６４歳